

第十回国会 建設委員會議録第二十一号

昭和二十六年五月十七日(木曜日)

午後二時三十五分開議

出席委員

委員長代理 理事内海 安吉君
理事鈴木 仙八君 理事田中 角榮君
理事村瀬 宜親君 理事前田榮之助君
淺利 三朗君 上林山榮吉君
小平 久雄君 内藤 隆君
西村 英一君 福田 繁芳君
増田 運也君 池田 峯雄君
寺崎 覺君

委員外の出席者

建設事務次官 中田 政美君
建設事務官(管 江ヶ崎太郎君
理局官(第一課長) 大村巳代治君
建設技官(管理 小峰 保榮君
局官(第四課長) 西畑 正倫君
会計検査院事務官 田中 義一君
(検査第四局長) 専門員

五月十七日

委員河田賢治君辞任につき、その補
欠として池田峯雄君が議長の指名で
委員に選任された。

五月十五日

特別都市計画法の一部を改正する法
律案(内閣提出第一六三三号)
官庁官署法案(内藤隆君外十五名提
出、衆法第五三三三号)
の審査を本委員会に付託された。

本日の會議に付した事件

官庁官署法案(内藤隆君外十五名提
出、衆法第五三三三号)

○内海委員長代理 これより會議を開
きます。

官庁官署法案、内藤隆君外十五名提
出、衆法第五三三三三を議題といたしま
す。この際まず提案理由の説明を求め
ます。内藤隆君。

官庁官署法案

官庁官署法案

(目的)

第一条 この法律は、國家機關の建
築物の位置、構造、官署計画等に
ついて規定して、その災害を防止
し、公衆の利便と公務の能率増進
とを圖することを目的とする。

(用語の定義)

第二条 この法律において「官庁官
署」とは、國家機關の建築物の新
築、増築、改築、移築、修繕又は
模様替をいう。

2 この法律において「庁舎」と
は、國家機關がその事務を処理す
るために使用する建築物をいい、
学校、病院、刑務所、工場、倉庫
及び車庫を除く。

3 この法律において「各省各庁の
長」とは、衆議院議長、参議院議
長、最高裁判所長官、会計検査院
長並びに内閣総理大臣、法務総裁
及び各省大臣をいう。

4 この法律において「建築物」、
「建築設備」、「主要構造部」、「耐
火構造」、「防火構造」、「不燃材
料」、「建築」及び「特定行政庁」
の意義は、それぞれ建築基準法
(昭和二十五年法律第二百一十号)第

二条に定めるところによる。

(建築基準法との関係)

第三条 國家機關の建築物について
は、この法律で定めるものの外、
建築基準法の定めるところによ
る。

(建築方針)

第四条 庁舎は、國民の公共施設と
して、親しみやすく、便利で、且
つ、安全なものでなければなら
ない。

(庁舎の位置)

第五条 庁舎は、それぞれの用途に
応じて、公衆の利便と公務の能率
上適當な場所に建築しなければな
らない。

2 各省各庁の長は、その所管の庁
舎について、前項の目的を達する
ため、他の各省各庁の長の所管に
属する国有の土地を敷地に供する
ことを相当と認めるときは、その
旨を当該各省各庁の長及び大蔵大
臣に申し出ることができる。この
場合において当該各省各庁の長及
び大蔵大臣は、その土地を敷地に
供するよう協力しなければならない
い。

3 各省各庁の長は、その所管の庁
舎について、第一項の目的を達す
るため、国有以外の土地を敷地に
供することを相当と認めるときは、
その旨をその土地の所在地の
市町村の長に申し出ることができる。
この場合において当該市町村の
長は、その敷地の取得又は借受

のあつ、旋に努めなければならない
い。

(合同庁舎)

第六条 庁舎は、土地を高度に利用
し、建築経費を節減し、あわせて
公衆の利便と公務の能率増進とを
圖るために、特に支障がない限り
は、合同して建築しなければならない
い。

(庁舎の構造)

第七条 左の各号の一に該当する庁
舎を建築するときは、その主要構
造部を耐火構造としなければならない
い。

一 建築基準法第六十條第一項の
準防火地域内で延べ面積が三百
平方メートルをこえる庁舎
二 延べ面積が千平方メートルを
こえる庁舎

2 前項に掲げる以外の庁舎を建築
するときは、その外壁及び軒裏を
防火構造とし、その屋根を不燃材
料で造り、又はふかなければなら
ない。

3 建築基準法第六十條第一項の防
火地域又は準防火地域以外の地に
庁舎を建築する場合において、そ
の周囲に公園、広場、道路その他
の空地又は防火上有効な施設があ
つて、特定行政庁が延焼のおそれ
がないと認めるときは、前二項の
規定によらないことができる。

4 建築基準法第八十五條第二項に
規定する建築物に該当する庁舎に
ついては、前三項の規定にかかわ

らず同条第二項及び第三項の規定
の適用があるものとする。

(保安上又は防火上危険である庁
舎に対する措置)

第八条 建設大臣は、庁舎が建築基
準法又はこれに基づく命令若しくは
条例、又は前条第一項若しくは第
二項の規定に適合せず、且つ、保
安上又は防火上危険であると認め
る場合においては、各省各庁の長
に対して、方法及び期間を定め
て、改築、移築、修繕、模様替そ
の他必要な措置をすることを勧告
することができる。

2 各省各庁の長は、前項の規定に
よる勧告を受けたときは、遅滞な
く、建設大臣に対して、これに対
する措置の方針を通知し、且つ、
その措置をしたときはその結果を
通知しなければならない。

(官署計画書)

第九条 各省各庁の長は、毎會計年
度、その所掌に係る國家機關の建
築物の官署計画書を前年度の七月
三十一日までに大蔵大臣及び建設
大臣に送付しなければならない。
但し、一件につき総額百万円をこ
えない修繕又は模様替について
は、この限りでない。

2 前項の官署計画書には、当該建
築物の位置、規模、構造、建築設
備、工期及び工事費を記載するも
のとする。

3 第一項の規定により官署計画書
の送付を受けたときは、建設大臣

著書全集の事柄をいふことと、後編の

証明を真の理の次に次の一理を加

で著しく乱雑になつており、さらにまた各省、各庁独自に計画、実施するた
めに、各個にその營繕要員を持つに至

ておらない官庁の建築につきまして、その重要性にかんがみまして、構造関係において厳重な基準を特別に設けた

便、公務の能率増進をはからんとして提案したものであります。

あるいは河川課長は十分説明したいという意味で駅に迎えに来ておつたことは事実でございます。鹿野島まで同道したことも事実でございますし、またそういう視察をするときにそういう関係で部長さんがおいでになることは普通の例で、その異例には属しないように存じましたし、それが選挙運動になるということにつきましては私は毛頭考えません。それから特に選挙中のこととありますので、私が鹿野島へ参ることについても大分いろいろな方面に大騒ぎのような記事が出ないようという意味で、なるべく控え目にいたしておつたことは事実でございますが、客観的に私が選挙運動に歩いたというふうな感じは私は持つておりません。

それからもう一つ最後に、あなたは鹿野島知事の重成格君と相当御親交があるといわれておりますが、どの程度の知合いでありますか。

○中田説明員 川内におつたことはございませぬ。

○上林山委員 どこへおつたか、おつた所を言つてください。

○中田説明員 駅のホテルにおつたのは私の記憶では伊集院という所だつたように思つております。米之津とかいう所におつたことはございませぬし、川内にもおつたことはございませぬ。ただ汽車の中で土木部長が川内川改修工事、それから昨年見返り資金でやつた橋はあの辺だという地圖の説明を受けたことは記憶しております。

それから重成さんのことですが、まことにこれは意外と申しますが、知事をしておりましたから知事中に職務上でいろいろお話をしたことも折衝したこともございませぬ。しかしながら特に重成さんに私がその過去何十年の官更生活において特別悪意な関係があるというところは全然ないことを御答弁申し上げます。

○上林山委員 私はもつと深くお尋ねしたいのであります。またあなたのきょうの答弁では私不十分だと考えております。いざれ適當の機会に再び本会議その他の席上においてももう少しお尋ねしたいと思つておりますので、本日はこれで一応打ち切りまして、私は本論の官庁管轄法案について委員長の許可を得て質疑したいと思つておりますが、ほかに通告の早い人があればもちろんお譲り申し上げます。

○内海委員代理 官庁管轄法案について村瀬、西村両委員より先に質疑の

通告がありますから、この程度に願います。

これより官庁管轄法案の質疑に入ります。提案者のほか建設省より大村説明員、江崎時説説明員、会計検査院第四局長小峰保栄君の三氏が出席されております。当局に対する質疑もあわせてこれを許します。質疑の通告があります。村瀬宣親君。

○村瀬委員 この官庁管轄法案を通覧いたしましたときに、本法案に規定する諸事項は閣議決定でも済むものが大半であるようにも考えられるのであります。閣議決定では支障を来すという事例または将来の見通し、この点はどのような法律にしておかねばならないというふうな箇所等につきまして一応提案者にお伺いしておきたいと思つております。

○内務(總)委員 お答え申し上げます。行政部門ならば閣議決定で済むものであります。法文中の各省、各庁の中には国会、最高裁判所、会計検査院等もありますので、法文でやつた方がよいということになつたのであります。

○村瀬委員 なるほど閣議では最高裁判所等は縛り得ない点等があると思つておりますが、こういう法律をつくつておかないと、過去において位置、構造、官署計画等について非常に支障があつたという事例を、質問の前提といたしまして一応承つておきたいと思つております。

○中田(角)委員 この法案をつくり出す当時から質問者の村瀬君ともいろいろ御討議をいたしたのでございまして、十分御承知だと思つております。が、実際にここに提案されました官庁管轄法案をつくるまでは、一案、二

案、三案とあつたのであります。私たちが考へておりましたのは、これよりもつと、強い官庁管轄統一法とでも申すものであります。これは官庁管轄の現状にかんがみまして、実に不規則な管理が行われておるために官庁管轄を完全に行うことができない。できることならば現在国費の支弁に基くところの官庁管轄に対しては統一的なものを多少つくりたいということ、

大衆の官庁であるという面から統一的な企画のもとにこれを行いたいということが叫ばれておつたのであります。その意味におきましては、かつての大蔵省管轄管財局ぐらい強いものにして、一元化、各省の行政機構の簡素化という一大前提に立ちまして、まず本委員会としては手近な建設行政の一元化を行う。またこういう建設行政の一元化の第一段としては官庁管轄の統一だ、

こういうことを過去四、五年間にわたつて委員会において討議をして来た結果、官庁管轄法案の提案というところまでこぎつたわけでありまして、ところが建設省ができて建設行政を一元化しようとしたのであります。ところが、当時並行してできましたところの各省設置法の提出によりまして、今までは非常に強い規則を持つておつて、一億五千万円以上は一まとめで管轄管財局もしくは戦災復興院で行うということになつておりましたものが、各省でもつてばらばらにこれを行うやうなやり方を各省がとつたのであります。いわゆる軽微な工事及び特殊な工事以外は各省においてやれないというのが根本的でありましたのに、各省設置法がばらばらにできたときに、まづたくのどさ

くさにまぎれて各省のそういう官房会計課長あたりにおいて相当大きな工事までやり始めた。そのために規格は統一せられず、単価の統一もできず、かつ事例を申し上げると、ある現業官庁のごときは事実建造物として科目を定められておらない費用の中からこれをさいて臨時に建物をつくるというやうなことが、各所に起るおそれもあります。現にそういう事例もありまして、このような状態を統制して行つたならば非常におもしろくないというので官庁管轄の統一法ともいふべきこの法案を起草したのであります。私はもつと強い法律案を考えておつたのであります。御承知の通り、官庁のガクシヨナリズムが非常に強いのであります。これが建設行政の統一に對しては各省あげて反対というまことに悲しむべき現状でありますので、いかんせん、屈したわけではありませんが、第一の段階としてこのような法律案を提案した次第であります。

○村瀬委員 御事情を承りましてさもありなんと思つております。と申しますのは、この法案に出て参ります合同庁舎等の点につきましても、あるいはその官庁地区の規定等につきましてもきわめてゆるやかでありまして、われわれはもう少し少したきりした強制力のあるものにしたという気持をかねて持つておつたのであります。ただいまの提案者田中委員の御答弁によりまして、これは了承せねばならないかと存するであります。

なお御質問いたしたのであります。が、その前提といたしまして、会計検査院の第四局長がこの間アメリカの各官庁管轄その他を御視察になつて歸つ

て来ておられますから、一応会計検査院の第四局長の当時の御見聞のうち、本法案審議に参考となることを承つておきたいと思ひます。

○小峰説明員 昨年五月から八月ごろにかけてはアメリカの会計制度視察に参りました。その一環といたしまして、官籍、それから物品購買、こういうものの制度も一応見て来たわけでありました。その官籍の制度に關しまして御参考までに向うの情勢を御説明いたしたいと思ひます。

アメリカでは物品の購買とか、官籍というものを一つの役所が全官庁——これは公共企業体も入りますが、全官庁なり公共企業体、国の全機関——と申しまして連邦政府であります。が、合衆国政府の全機関の調子を統一してやるということを官民ともにあたりまえのことだと考へておるようであります。

物品購買につきましては、比較的歴史が新しいのでありますが、官籍につきましては相当古くから連邦工事庁というものがございまして、各官庁、公共企業体、こういうものを全部——新築についてはもちろんのこと、改修工事についてはもちろんのこと、あるいは維持管理にいたしまして、またできました建物の配分にいたしまして、さらに現在ある建物だけでは足りませんで、相当借りておりますが、これの借入れあるいは借入れ建物の管理、これを全部今申しました連邦工事庁というもので相当前から統一管理しておるようであります。それで各省の間の規格とかあるいは一人当りの面積とか、こういうようなもの全部統一されて、なかなか整然と管理されておるようであります。

ます。この統一調子は予算の要求から始まつて、全部連邦工事庁がやつておるのであります。

この官籍だけの統一というものは相当古くから行われておりますが、これだけの統一でもまだ不十分だといふので、一九四九年、一昨年の六月ごろから実施されておりますが、新しい法案ができました。さらに現金以外の、連邦政府の財産、建物はもちろんでありましたが、土地も入ります。そのほかに動産の購入、契約も入りますし、配分も入ります。それから公用文書の管理までも全部一つに合せまして、現在では、何と訳しますか、連邦調達庁といふものが統一して、一人の長官の統制責任のもとにやつておるのであります。

これによりまして向うの会計検査院なども現金以外の全財産の統一調達管理ということにつきましては、相当強い勧告も出してありますが、一昨年から全部これを統一してやつております。初めは道路行政までも統一するはずだつたのでありますが、さすがに道路だけはちよつと一緒にできないと見えまして、その後道路だけを商務省の方にわけておりますが、それ以外の財産管理というものは全部一人の連邦調達庁長官——これは非常に偉い役人でありまして、この人の管理下に置かれております。

これを統一して調達することの一つの大きな利点と申しますか、それは経理の運営、それから経理の監督も一人の人間で全財産を一本の統一した面で行ふことができます。これも一つの大きな特長になつております。まだいろいろ申し上げたいこともございますが、統一して調達した方がいいというところは、これは

申し上げるまでもなく、御審議にも出たと思ひますが、各官庁がばらばらにやつておるための不経済、不合理といふものはかり知れないようにあると思ふのであります。先ほど官庁官籍法案の御説明が提案者からもありました。が、これは会計検査院の意見ではあります。が、私個人の見解といたしましては、当然もつと強く、具体的に申しますと、契約まで一つの官庁が統一するよりな段階になるのが合理的ではないかと考へておるわけでありまして。その第一段階としての法律ができるようでありまして、私の申し上げましたことが御参考になりましたかどうか。何か御質問がありましたら、お答え申し上げます。

○村瀬委員 ただいまお聞きの通りであります。私は今度は政府といひますか、建設省といひますか、御出席の方で責任を持てる方に尋ねをしてみたいのであります。

第六条に、きわめて簡単に合同庁舎の規定が書かれております。これは本法案の精神を生かす上にも非常に重要な条項であると思ひますが、このわずかに二行の第六条で、当局としてどこまで運用を効果的にすることができるつもりであるかどうか、お尋ね申し上げます。

○大村説明員 合同庁舎につきましては、先ほど小峰第四局長の話にはございませんでしたが、アメリカの各州にありまして出先機関は全部合同庁舎でやつておるやうであります。私も終戦後各官庁を建てて参りますと、敷地の問題で非常に悩まされるのでございまして、現在御承知のように、中央官衙につきましては、元の海軍省の跡に合

同庁舎を実施いたしております。

なお大蔵当局の話によりますとも、地方の出先の建設要求が非常に熾烈なもので、こまかい建物をたくさんつくるよりも、適当な敷地があつたならば、合同庁舎にした方がよろしいという見解を持つておられますので、私も同じくしては、適当な敷地が得られるところは、大蔵省と相談し、各省の出先の庁舎の不備なものを等閑案いたしました、順次実施いたして行きたいと思へております。

○村瀬委員 私の質問は、つまりこんな簡単な、むしろなまぬるい条文で政府としてはその目的を達し得る自信が、おありになるかどうかということなのであります。

○田中(角)委員 村瀬さんにお答えいたしますが、これは提案者の責任でありまして、本条はもう少し具体的に書くつもりでありました。もちろん書くことによつて強制力が強くなるのであります。が、先ほど申し上げました通り、各省がせつかく権限を拡大いたしたにもかかわらず、この法律が出たために徐々になんか統一して取上げられるのではないかと反対が相当起るわけでありまして、ましてこの合同庁舎という第六条をこまかく規定することによりまして、その実を上げ得るのであります。が、これを規定するところに相当大きな反響があるといふので、この程度の表現を用いたわけでありまして、もちろんこの法律の主目的とするところは、審議会をつくりまして、位置の選定及び規格、構造というものを統一性を持たせようといふのがねらいであるので、この第六条によりましては、財政の中で、各省が分轄して問題を

解決する場合、敷地の問題等予算がこまかくわけられる場合に、過去に日本の官庁官籍部としてつくられたような内務省の建物、警視庁の建物、大蔵省の建物というやうな耐火不燃の恒久的なものができないというのが実情であります。その場合におきまして、特に中央官庁においてもそうでありまして、地方に出先官庁ができました場合に、まったく木造のバラツクようなものがたくさんできて行きますので、審議会できめるときに原則的に庁舎は敷地を統一し合同庁舎にしようといふことを考へておるもので、本法をつくることによつて感性的の刺激を避けると同時に実を上げる、すなわち名を捨てて実をとり得るという自信のもとに規定いたしたわけでありまして。

○村瀬委員 この合同庁舎の思想を押し進めて行きますときには、自然官庁地区といふやうなものも考へられると思ひます。これは都市計画のいろいろの企画決定等にも関連があると思ひますが、本法案の立案にあたりまして、官庁地区を本法案の中に入れてどうか、あるいは都市計画法を改正するとかいふことについてどの程度の趣旨徹底が行われたのであるか、お伺いいたしたい。

○田中(角)委員 この法律案はそこまですべて規定すればまったく錦上添花であるのであります。が、法律案の提案そのものに對して各省との関係その他で飛躍的な画期的な法律ができないといふところにこのやうな規定だけでもつて済ましたのであります。が、私たちは、これから改正案が出るたびに、最後にはそういうふうになつて行かなければならないと考へております。特に官庁地

区というものにつきましては、審議会だけでもつて審議することになっておりますが、世界各國とも官庁地区というものは一例をあげて申しますと、アメリカのワシントン市のように、閑静な、まづ官庁の事務の能率を上げ得るような地区が選ばれることが適当であります。過去における日本の状態でも、国会議事堂を中心とする官庁地区、すなわち永田町地区が自然に形成されておたのであります。戦後におきましては、先ほども申しましたように、各省がばら／＼な状態においてこれが營造物をつくりましたために、現在特別調達庁などにおいては五箇所、十箇所に分散しておるような状態でありまして、私はこの法律案を四、五年前研究したときには、日本においてワシントンのようななりつばな官庁都市をつくるべきであるという考えを持っておりました。ちよつと考えると、東京は商業都市であるから、富士の裾野に大きな理想的な官庁都市をつくるという事も考えられる。これは理想ばかりではありませんが、かつて戦争中にも皇居を中心とした特別官庁都市を富士の裾野につくろうじやないかというような識者の案があつたのであります。私たちが将来は日本が画期的に発展をし、しかもわれらの力でそれくらいな大事業が行えるときには、そういうなりつばな地域の指定もされなければならぬと考えております。但し現在の状況におきましては申すまでもなく戦災都市の焼け跡の整理もまだできておらないような状態でありまして、これが進捗と並行して、本法律案も徐々になれ／＼が企図するよりなりつばな法律になり、かつ

あなたの言われるような官庁特定地区もできるであろうと思ひます。と同時に地方においては、この法律が出ることによつて、現在の学校地区に匹敵するような官庁地区が自然に形成される運賃いかによつては、そういうなりつばな理想的な官庁地区が指定されるであらうと考えております。

○村瀬委員 提案者の御説明で一応安心したところもありません。また私いろいろ考えさせられる点もあるのですが、また再び空襲襲撃というやうな問題が起るかもしれないから、これをきめなかつたというやうなことでなかつたので、非常に安心をいたしたのであります。これは何／＼国際情勢その他から考え合せて万全の策をとらなければならぬと思ふのであります。そこで関連的に将来この法案が成立した後の運賃の際に遺憾のないやうに承つておきたいのであります。第九條に官庁計画書というものがござります。この第二項に建築物の位置、規模、構造、建築設備、工事費等を記載するところがありますが、こういうことはなしに、ほんとうの官庁計画といふものの内容はどういふやうに考えておられますか、政府側でもけつこうでありますから、ひとつ承つておきたいと思ひます。

○大村説明員 現在考えております官庁計画と申しますのは、毎年度の予算の基礎になります資料につきまして、大体工事内容、設立位置、構造、坪数、単価、収容人員あるいは設備などの面につきまして、技術的のアドヴァイスをするために建設省を経由するやうな方式をとつたわけでありまして、今

程度も主計局の局内通達といひましたが、これは参考資料を差上げてあります。が、現実的にはその線に沿つた技術的の援助をいたしてあります。これを法文化したやうな形でありまして、

○村瀬委員 もう二点だけ簡単に御質問をして終わります。第一点は官庁官庁審議会というものが新たに第十條に規定されておりますが、審議会の整理に關する各省設置法の一部改正の法律案が多数出しております。今新たに一つ官庁官庁審議会というものがふえるという事でござりますが、その委員は二十名をもつて組織するといふので、第十一條に六項までいろいろ書いてあるのではありませんか、これは大体どういふやうな人々を予定されておりますか。

○大村説明員 この二十名の内容といひましては、主として關係各省の官廳を担当される所管の、たとえば経理局長、あるいは経理部長あるいは建築部長といふ程度の方を予想いたしておりますので、現在そのおもしろいものを集めてみますと、十数名になると思ふのであります。それ以外の方々といひましては学識経験者であります。大学方面の先生あるいは官庁官廳財局に当時おられました先輩でこの方面に堪能な方などを委員にお願いしたいと考えております。

○村瀬委員 最後に一つ、これは重大なことでもあります。これは提案者と政府側と両方から責任のある御答弁を承つておきたいと思ひます。これはこの法案をつくるのに一番大事な点であると思ひますが、この官庁官廳法が成立いたしましたときに、建設省の官廳部の仕事はどのやうにかかわるのであ

るか、またかわらないといひしますが、これはわれ／＼の目的に一步も近づかないのであります。私たちがさきに会計検査院の第四局長が言つておられたやうな方向に向つて、一步も二歩も前進させたいと思ひますし、そのための官庁官廳法案であると思ふのであります。それが単に官庁官廳の審議を二十人で行つて上げた、あるいはいかにいかに上げた官庁官廳計画で、ただ坪数やいろ／＼なものを書き出して、その目的に一步も前進してないといふことになるので、少くともこの法案が成立を見たとあつたときには、新たな一つの統合参謀本部のごときものが官廳に關してできるのか、あるのか、それはそれまでは建設省の官廳部の任務が大幅に拡張されて、すべての機能を全官庁官廳に向つて發揮できるようになる見通しがあるのか、すなわちこの法案の成立を機として建設省の現在の官廳部における業務がどのやうにかかわつて行くかといふ点をお伺ひいたします。

○田中(角)委員 この問題は一番重要な問題であらうと言われましたが、さすがに村瀬君だと思ひますが、これが私のこの法律案を提案した主目的であります。これは戦災復興院が建設省になりました。その当時いろ／＼な問題がありました。その一つは、芦田内閣の末期、一松定吉君が大臣のときであると思ふのであります。建設省を機構改革によりまして建設庁に格下げする、建設省として残すかといふときに、当時村瀬君もその急先鋒になつて私と一緒に研究されたのであります。御承知だと思ひますが、私たちは官庁の簡素化、機

構の再編、その一段階としての建設行政の一元化、官庁官廳の統一、この大眼目を掲げながら一筋に貫いて来たのであります。そのために、建設省設置法をつくつたときには、当然建設省の官廳部はこれを局に昇格せしむべきものであるといふことをお互ひに力説したわけでありまして、当時各省は各局各課を縮減する、ただ一律に縮減するといふ話でありまして、建設省は五局で一応これを押えるといふ政府原案があつたやうであります。今までのそのままだなつてゐるわけでありまして、私もこの前には建設省の官廳部は当然建設局に含まれるべきものであると考えておりましたが、そうでない場合には、かつてはこれが大蔵省の官廳管財局といふ大きな局であつたのであります。それから、当然局にすべきである場合には、五局で局限される場合には建設省には管理局と同じやうな大臣官房があるのだから、管理局はやめてもいい。建設省は技術官庁であるといふ面から考えて、当然管理局を廃止して、官廳局を設けるべきであるといふことを主張して参つたのであります。が、現在まで法律案が提案せられてい

いてそういうことになつておるのか。これは提案者は関係がないかもしれない。せんが、政府の御答弁を願ひたいと思ひます。

○大村説明員　現在の予算の立て方といたしまして、昨年度までは官給費は公共事業費でございました。本年度から一般行政部費にかわりまして、本年は約十四億何がしの官庁営繕が、そつちの方でやることになりました。ただ、最高裁判所、衆参両院、会計検査院は独立予算になつている関係から、これは各省に委任をしてもらいたいという希望をしたのでございますが、国会の方面は委任をしていただきましたけれども、

でも、ほかの方は、独自の機構でもつてやつておられる現状でございます。それからもう一つ予算の内容を見て参りますと、営繕費と書かずに施設費という名前でもつて、たとえば庁舎を買収するというような名前で、業者に建設させてそれを買収したりする事例もままあるのでございまして、本年度の予算などを見ましても、営繕費とははつきり書いたのは全体の約半数、五十億、残りの五十億は、施設費という名前の中でもつて営繕に使われるのかど

るか、ちよつと内容を検討しなければ
わからぬようなものもあるのでありま
す。

○田中(角)委員 補足して御説明申し
上げますが、原則的に官庁の黨費費
は、少額なものを除いて全部一括して
建設省につけることになっておりま
す。ところが二十五年七月三十日の局
内通達というのがあるようでありまし
て、これによりますと、4の(1)には、
「従来各省各庁に計上されていた各所
小修繕に関する予算」、いわゆる昔の

管轄管財局の給工費一應五千円といふようなもの、私たちが現在考えておるのは一應百万円でありますが、こういうものは各省別に計上する。ところが原則的に美濃建設省に一括されれば合同庁舎の建設は容易になるものでありますが、現在合同庁舎がなか／＼うま

く行かないといふのは、どうしても各省がまかせたくない、原則的に一本にしなければならぬといふながら、なると各省に合同しないように、しないようにといふので、建設省からもらひよりも、何かの名目でもつて美濃は管轄費に使うものをとらうとしてゐるのが現状であります。特に憲法上の規定によりまして、国会、最高裁判所、会計検査院といふものが行政機構から分離しておりますので、この人たちがなか／＼委託をされない。原則的に委託しなければならぬといつても、この三つだけは独立しておるのだから自由な意思でやればよいのだといふことを固持しておられるために、なか／＼現実はいま行くつておらないようでありま。すなわち「原則」として建設省に対する支出委任の方法によるものとす。というふうな表現でありますので、これが委任せられなければならないといふ、というふうな規定せられない以上は、現在のまま続くのではないかと。ただ昨年度の下半期あたりからこの方面の交渉もろ／＼つておるようでありま。すので、この法律案が出ることによつて刺激となつて、だん／＼連想的な統一面に移行するだらうといふことは考えられるのであります。特に、脱法といつては少し語弊があるものであります。が、いろ／＼な名目によつて管轄費を要求しておるところも、この法律

によつて相当今度規格、構造、位置等において制限を加へられますので、實際審議会に諮らない官庁管轄物はできないといふことになりま。すので、その面は削られて、建設省に原則的に一括計上せられるような方向に向ふと思ひま。す。

○西村(英)委員 ただいまの田中委員の御説明で大体のことはわかりました。が、会計検査院、最高裁判所等は、やはり計画はこの法律の対象になつておるものでありますけれども、予算の上ではこの法律で縛つていないから、やはり画竜点睛を欠くと私は言つておるのですが、それは官庁審議会等によつて審議することでありま。すから、その方向に進まないといふ、ただ建設省を押しつけたような形で行くならば、これはやはりこの法律があつてもなくても同じようなことになりま。す。従つてそういうところこそ現在の官庁の弊害があるものでありますから、それを各省にまかせて、強いもの勝ちといふことなら何も改善されることはないのですから、これはこの法律の精神を重んじて、行政をやる面において十分にこの点に氣をつけていただきたいという希望を付しまして、私の質問はこれで終ります。

○上林山委員 私この法案は実質的に見てまだ、不十分な点がたくさんあると思ひますけれども、確かに一歩前進したといふ意味において賛成をしておるわけでありま。す。そこで、大きな問題についてはほかの諸君からも適切な質問がありましたので、私は断片的に数点についてお尋ねをしておきたいのであります。

まず国家機関の建築物の構造の問題

であります。が、先ほどの説明によりまして構造の基準が示されて、特に耐火対策等については十分考へておるのだ、こういう話でありましたが、私はそれにつけて加えて、わが日本の現状から考へまして、耐震といふようなものを考へておかなければならぬと思ふのであるが、この点はどういう基準によつてやられるつもりであるか、これが一点。

さらに私は、現在の日本においても、大都會等においては自動車の数が非常に多くなつて来ておる。これはアメリカ等においては新しい法令等によりまして、大きな建築物に対してはほとんど自動車置場といふものを一定の基準によつてきめておる。だから今後の新しい官庁の建築物に對しましては、一定の自動車置場のスペースをとつておく必要がある、ことに屋上なりの、あるいは地下なりにそういうことを考へて行かなければならぬ。だだ広い自動車置場を持つことも必要でありますけれども、土地の狭い日本ではそれが十分ないから、今言つたような意味において、これは一つのばつくりとした基準を設けておかなければ、あとで非常に困る状態になる。この点をどういふふうな考へておられるか。

それから、これは日本においても進駐軍のいるところの役所と日本の役所とを比較検討されておわかりと思ふのであります。が、日本の役所はまことに能率を上げられないようになつておる。アメリカの役所は、向うに参りましても、日本に進駐して来ておる役所を見ましても、非常に能率といふことに重点を置いて考へておるのであるが、收容人員は一人についてどれくら

いの坪当たりといふものを今後基準として持つて行くつもりであるか。

さらに、第一案の目的の中にもう一つつけ加えておかなければならぬことは、なるほど「位置、構造、管轄計画等について」とありまして、「等」といふ言葉がついておるから、これも含むといふものの、もう少し私は日本の役所といふものが、清潔整頓、いわゆる衛生設備といふようなものについて思いをいたしておかなければならぬと考へるので、ここに、「位置、構造、管轄計画」の次に、衛生設備といふような言葉を明瞭にうたつておく必要があるのではないかと考へるのであります。これが第一の質問であります。

○田中(月)委員 お答えいたします。第一の耐火、防火といふ面のほかに、耐震といふことを考へたらどうか、これはもちろんであります。御承知の通り木造建築の方にも、できるだけ之れを国費の中から理想的な庁舎をつくるためには、どうしても合同庁舎をつくりたいといふので、第六案に規定しておるのであります。が、その意味におきまして不燃化の決議案に盛り込まれた通り、できるだけ不燃構造物をつくらうとしておるのであります。もちろん不燃構造物といふものは、木造の大きなものでなく、鉄筋コンクリートもしくは新しい構造方法によるところの軽量コンクリート建築を考へておるのであります。が、その場合は当然建築基準法の規定の制約を受けるわけでありま。すから、現在の日本の建築の規則上から考へますと、耐火の建築物の条件としては耐震を十分考へておるわけでありま。す。もちろんこゝろいふような建築物は、耐震的には完全になるわけであり

ま。す。

第二問の空地の問題であります。が、これはまづたく都市計画上われ／＼も考へなければならぬ問題でありまして、日本の昭和通りなどはアメリカなどに比べますと非常に幅が広過ぎる道路でありまして、特に輸送道路としての生命はありますが、現実の問題として、あのような大きな道路に面しておる商店といふものは全然商店の価値をなさないといふように言われておるくらい、まづたく日本の道路としては軍の置場もない。ま。ん中の緑地帯をぶして自動車置場をつくつて行かなければならぬような状態にあります。もちろん古い都市計画と、日本人の感覚によるところの都市計画で行われた各都市の道路は、もうほとんど現在の情勢にそぐわないような状態でありま。す。だからこそ東京においては百メートル道路といふような、まことに奇想天外ともいふべきことを考へておるのであります。が、これは広過ぎるからつくれないといふことではなくして、東京都がやめた原因は、金がないから五十メートルにしようといふことになつたそうでありま。す。が、これは世界的に考へてみて、また歴史的に考へてみて、まだ／＼この程度に日本の都市計画を考へる人が日本の都市計画のエキスパートであるといふことは、私自身としてもおかしい感じがするのであります。もちろん上林山さんも向うに行つて来られたのでありますから十分おわかりになる通り、アメリカは合理的に屋上を使つたり地下室を使う自動車置場をつくつておりますが、もちろん東京その他、いわゆるわれ／＼が考へる六大都市の合同庁舎等には、当然この

ような自動車置場が合理的に考えられなければならない。その意味においてこういう問題を解決するためには、各省にまかしておいてはいけないので、一定の地域を指定したり、あるいはまた審議会において十分な審議を行い、間違いないような計画を立てて行きたいと考えております。もちろんこの場合高層のものには緑地を設けるなり、密集地帯においては建物の上下を

第三の収容人員の問題であります

が、これはまたつきいふに關する点でありまして、持てる国アメリカにおいては一人当り三・五坪を計上いたしておりますが、現在の日本の官庁は約一坪弱であります。なお旧内務省の建物の中には経済安定本部その他たくさんありますが、一番スペースを保持しておるのは戦後つくられた人事院でありまして、その次は経済安定本部。建設省は紺屋の白袴で、ここで申しましたように半坪にも満たないのでありまして、自分の机の置き所がないので廊下にまで積み重ねて、建設委員会から注意を受ける状態でもあります。だからその意味においても、総合的な企画を行う場合にはできるだけ有効適切に使えるように、合同庁舎等を重点的につくりたい。そして究極の目的としては、アメリカ並の三・五坪くらいのものにして行きたいということを考えるわけでありまして。

能率的にはまず数倍するようないいものがあるわけでありまして。このようなものは日本の建築の状態として、戦後独自の発展をしておるのであります。この場合当然こういう設備の向上ということも期待しておるわけでありまして。

なお第四の衛生設備の問題であります。これは衛生、電気等一切を言わず、日本の昭和十年当時の建築物におきましては、大体本工事費に対して設備費は一〇％、すなわち一割金をオーバーしないようにというのが日本の現在の建築家の大体の頭であります。一級建築士等もそのような考えを持っておるのであります。これは時代錯誤であります。日本はくみとり便所、電気は六畳に一個、こういう考えであつたので、実際さういうふうな状態になつておりましたが、この衛生設備という問題は、アメリカと日本と比べても全然違つて来ておるのであります。特に官庁の建物におきましては、能率を上げるためにはこの設備費を上げる、すなわち衛生設備に金をかける、保温暖房施設に対しても特に力を入れる、照明施設に対しても力を入れるというふうなことがだん／＼普及されておりました。現在は物価の値上り等もあるものであります。各官庁の営繕工事等におきましては、一〇％から三〇％程度まで上つて来ておる状態でもあります。現在アメリカの兵舎等を特別調達庁でやつておりますが、私たちがこどもつて審議いたしました連合軍住宅公舎等の建物においては、坪当り十萬円の諸経費が計上されておりますが、そのうち木造の部分はわずかに四萬円であります。あとの一萬円は庭園設備その他であります。

他であります。それに倍する五萬円というものを、今われ／＼が希望を持っております。電気、衛生、ガスその他いながらにしてあらゆる便にたえるというふうな方法にかゝつて来ておるのであります。もちろんこれからもういう実際の構造物に対する建築費だけを言わず、同額くらいの設備費を計上するようになつて行かなければならぬというのを考えておるわけでありまして。その場合非常に建築費というものが高くなりますので、必然的に各省に分散しているものを合同集約して、そのかわり施設をよくしようというのを考えておるのであります。

○上山山委員 内藤、田中阿委員の御答弁は、まことに答弁としては適切な御答弁であります。われ／＼の希望を大いにしん／＼よくしてさらに善処されんことを望むわけでありまして。

次に私お尋ねいたしたいのは、なるほどこれは便宜的な取扱いだと思つておるわけですが、それにしてもどういう理由で学校、病院、刑務所、工場、倉庫及び車庫を除いたのであるか。この立法の趣旨を承つておきたいのであります。

さらにそれにつけて加えて私の意見を申し上げます。学校とか病院、あるいは工場というものにも国家機関の建築物である限り、ことに位置あるいは構造というものなどについては事前に災害を防止する、あるいは能率を上げる、こういう点から考えまして重要だと思つておるわけでありまして、またこれはやればやり得る範囲のものであるとも考えるのであります。これをどういうわけで除いたのであるか、この点を伺つておきたいのであります。

○田中(角)委員 私たちもこの法律案がどうも徹底を欠いておるといふのであります。前から申し上げております通り、現在文部省所管の教育施設関係及び法務府の行政の部門にあるところの刑務所の營繕、それから元の運輸省の建設本部のもの、及び厚生省の病院等、これは当然入れるべきだと考えておつたのであります。なか／＼入らないというところが一つでありますし、もう一つ別に考えますのは、各省で別な法律をもつてやつておるのだからいいじゃないかというところ、もう一つは庁舎ではない、實際官庁營繕というものが官庁庁舎の營繕を主目的に置いておりましたので、いわゆる庁舎でない、別な法律でもつて制約を受けておるのであつて、全然支障がないのだからそのままでいいのではないか。しかも大蔵省營繕管財局当時もこのようでありました。しかも工場倉庫等は、御承知の通り本委員会において議決しました建築基準法によつてずいぶん制約を受けておるのでありますし、建築基準法ができない前は市街地建築物法及び特殊な工場法、それから危険物を収容するものは危険物取締規則によつていろいろの制約を受けておつたので、今までは實際は太過なかつたのであります。現在この法律に全部これを入れるというところはちよつとむずかしいのではないかとこのように考えておるわけでありまして。

○上山山委員 先ほど申し上げたように、答弁としてはまことに適切な答弁だと思つておるわけですが、私はその御答弁の中に、別に法律があつて、その法律のもとに制約を受けているのだから必要でないという御意見に対しては反対であります。

あります。別に法律がありまして、新たに法をつくる法律によつてこれをできるだけ範囲を広げて一本にするという行き方が、立法技術の点からいつても、あるいは運営の点から言つても当然のことといわなければならぬのであります。そこでわざ／＼ここにこれを除くと書かなければならぬことは、これは一步退却であります。ことにこう書かなければならぬといふことは、これを書かずにいけば前のいかなる法律より新しい法律に効力があるわけなのです。から、むしろ黙つてこれは書かずにいいて通してしまつた方がいゝのではないかと、さういふふうに考えるのであります。あまりに交渉にひまを費した感があるのではないかと私考えるのであります。この点は大事なことでありますので、ひとつはつきりしておきたいのであります。

○田中(角)委員 お答えいたします。別な法律があるからこの中に入れないというところでは絶対ございません。これは私の言葉の足りなかつたためでありまして、御了承願ひたいのであります。

それから「学校、病院、刑務所、工場、倉庫及び車庫を除く」としてありますが、ことさらに除かなくてもいいのではないかと、退歩であると言われまが、現行法規がありますので退歩はいたしておりません。いたしておりませんが、進歩もいたしておらぬわけでありまして。なおこのような条文によつて現在もこれから当分の間このようにするかと申しますと、官庁營繕物の中で特殊なもの、現在の建設省設置法の中にもありますが、特殊なもの、あ

るいは特別な技術を要するものは一應件数幾ら／＼以上であつても、各省大臣と建設大臣との合議によつて協定成つたものは各省で行うというやうなものもあるものでありまして、学校等はやはり文部省という一つの非常に特殊な性格から来るものであるから、文部省でやつた方がよい、こういうことを文部省は前から言つておられるのであります。特に法務府の刑務所は、刑務所の囚人たちを使つてやる場合がありまして、特に日本の産業の状態では、刑務所というやうな安い賃金を使つてどんどんやられたものではたまらないというので、こういうものに反対しておられるのであります。だから刑務所の營造物に対しては、いわゆる囚人がこれをやる場合もあります、非常に特殊な建物でありますので、このやうなものはやはり官庁營造物というものよりひとつ除いた方がよいのではないかと、このこと、もう一つ工場、倉庫等に対しては内容品によつて、場所によつて非常に違ふのでありまして、いわゆる耐火耐震というものよりも、危険物に対するものとか、盛られる内容品によつて――ちようど魚を入れる冷蔵庫とベニシリンを入れる冷蔵庫とは、技術的に全然異なつておるといつたやうなものであります。また工場に対しても、タバコの工場と塩の工場とは全然規格が違ふのでありまして、こういうものに對しては、やはりその所管省がやることによいのではないかと、こういうふうに考へておられるのであります。しかもこれを適用して来ておられるものもあるものであります。それは私どもの方から、この間公営住宅法の一つ、二種を通過させたばかりであります、厚生

省が第二種と同じことを厚生住宅法として出そうとしております。これはもうこれを逆に行つておるのであります。なぜならば、土木工学が絶対に重点的である水道行政も、水道は特殊なものだから厚生省所管が正しいと彼らは言つて来たのであります。それが今水道を建設省に統合するやうな原案が通らないのですから、それに氣をよくして厚生住宅法という名のものと、でき得れば建設行政の一環である――一環というよりもつと大きなウエイトを占めるところの第二種公営住宅もやめて、厚生住宅法として適用しようと思つておられるのではないかと、厚生省にやらせてもらえないかといふことがありますが、これはもうひどい逸脱であります、こういうものを除く、長い伝統と歴史から見ても、何人も認めるやうな技術的に高度な要求があるやうなものに對しては、特例を設ける意味においてこの法律案からは許しておいた方がよいのではないかと、少くとも現段階においてはよいのではないかと、こういう考へからは許したわけではあります。

○上林山委員 なるほど建設省が所管した場合、あるいはこの法律がいろいろやろうとした場合に、それが技術的に高度なものであつて、特別なものはこれに入れない方がよいのだ、こういう認識のもとに立案されておるのであるとすれば、一応不満足であるけれども、私もそれを了といたします。しかし、ことに病院の問題であります、現在国立の療養所などを私もよく見てみますと、これではたして病院であらうかといふやうなものが相当あつて、社会の非難も受けておるのであります。こういうものは、少くとも位置、構造、營繕、計画、衛生設備、こういうものを考へて、この中の一環としてもよい程度のものである、何も高度の技術を要求しなくてもできる程度のものである、こう考へるのであります。あるいは学校とか刑務所というものを例に引けば、ただいまの御答弁のやうなことに思ひますけれども、私も、私どもは病院等は公立の、あるいは国家機関の經營するものであればあるほど、もう少し模範的なものを示す必要がある、こういうふうに考へるべきであります、こういうものに何か特別な高度の技術を要するといふ意味で入れなかつたわけでありましようか。その点をひとつ伺つて結論といたします。

○田中(角)委員 お答えいたします。この第二條の第二項だけ見ますと、庁舎とはという庁舎の定義の中から除いてあるのでありますが、いわゆる学校、病院、刑務所、工場、倉庫及び車庫も營繕計画としては当然提出するわけでありまして、ただ實際この法律案の適用を受けないといふだけでありまして、營繕計画としては当然今までもやつておるのであります。これからもう少しいふようになります。なおそれよりも上林山さんがお考へになつておられるのは、もう少し先のことを考へになつておられるのではないかと考へておられます。それは学校、病院、等々入れてはどうかといふところまで行くのだからと思ひます。私自身も原案ではそういうことを考へておつたのであります。特に現在では厚生省の医務局でその現業管理もやつておるのであります、これは実におかしなものであります。これは厚生省ばかりではな

い。ここに大村營繕部長もおられますが、この方は前に厚生省におられたので、厚生省のことはあまり言えないのですが、私は決算委員会ですけ／＼言つたら、そういうことはあなたの方が御存じだからあまり触れないで置いていたのだといふことでもありまして、が、實際においては病院建設等はさうに特殊なものではありません。ただそのうちの細菌室とか研究室とか、なかなか研究の中の特種な構造を要するものを除いては、病院、学校等は簡単な營造物でありますので、もうこれに統一した方がよいと思つております。これは第二段、第三段には私は当然然ると思ひます。しかも現在各国立病院及び国庫の補助を受けておる病院等の營繕に關しては、ほとんど技術的な裏づけがなくやられておるやうな状態でありまして、これはまづたく技術者が委託技術者をもつてやつておるやうな状態でありまして、このやうなものは急遽修正しなければならぬと思つておりますが、現在のところそれを入れるならば、そのほかにもう一歩前に入れなければならぬものがある。それは先ほど申し上げました通り、特殊な技術も何もいらない国会、裁判所、会計検査院の營繕といふことを入れたいのですが、これさえも解決できないやうな状態でありまして、まことにふがいないのであります、二段三段においてはこのやうなものを当然入れて行きたいといふ希望を持っておりますので、その程度で御了承願えれば幸甚だと思ひます。

○西村(英)委員 ちよつと関連して。今の田中さんの御説明でちよつと疑義が生じたのですが、ただいまの説明で、学校、病院、刑務所、工場、倉庫及び車庫等は庁舎の定義の中には入らないのだが、法律の対象にはなるのだといふお話であつたのですが、それを今少し確かめておきたいのですが、つまりこういうものを計画としては建設省に出すのですか、出さないのですか。

○田中(角)委員 お答えいたします。第九條の対象になります。營繕計画は提出しなければなりませんから、本法案の適用を受けるわけでありまして。

○西村(英)委員 ここは非常に精密に考へなければならぬのですが、ほんとに厳密にいたしますと、この法律は非常に矛盾したところがある。それは第九條においては、國家機關の建築物といつておる。ところが車庫も倉庫も何も含んだ國家機關の建築物について、あるいは今田中委員の言われたやうに、学校の計画等も建設大臣に出すといふふうに解釈するのか。あるいはその他の第四條、第五條は庁舎のみについて、庁舎の目的を果すには、公共の施設として便利で安全な相當の建築物をつくるというふうに全体の条文がつくつておる。計画は全部の建築物をつくるやうになつておる。私は事務がわかつておるから触れまいと思ひました、ただ単にそれは定義のみだけであつて、やはり計画としては対象になつて全部出さうだといふことになれば、文部省から学校等の計画を全部出すといふことになれば、これは大きな問題になります、重ねて御質問申し上げます。

○田中(角)委員 お答えいたします。庁舎と特に定義を要する部面は、四條から八條を適用するわけでありまして

し、一般の營繕物というのは一條、二條、三條、九條を適用して行く、こういうのであります。

○西村(英)委員 第一條の目的は、この法律が國家機關の建物、建造物、建築物の上で、庁舎に類したものをこうかういうようにしようということなのか、國家機關の建築物の全部についてこれを適用しようとするのか、その辺はもう少し解釈をはつきりさせないと非常な疑義が起ると思います。

○田中(角)委員 私の説明がちよつと間違つておつて、不徹底なようでありますから、お答えいたしますと、もちろん法律案は國家の建造物全部を対象としておるわけですが、特に庁舎に對しては、第四條「庁舎は、國民の公共施設として、親しみやすく、便利で、且つ、安全なものでなければならぬ。」というように、庁舎についての規定も設けられておりますので、庁舎については、特別に一般のものよりも適用除外があるように思ふのであります。

○西村(英)委員 それでは押し問答になりますが、端的に申しまして、第十條の各省、各庁の長は、國家機關の建築物の營繕計画を出すことになつてゐるのですが、これは學校に對します計画書をこの第九條によつて出すのですか、出さないのですか。

○田中(角)委員 全部出します。

○西村(英)委員 さように了解いたしましたよろしゅうございますか。

○田中(角)委員 よろしゅうございます。

○内海委員長代理 それでは本案に関する質疑はさらに続行することにしたしまして、次会は明後十九日土曜日午後一時より開會することとし、本日はこれにて散會いたします。

午後四時二十五分散會

昭和二十六年五月二十八日印刷

昭和二十六年五月二十九日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷所